

資金名	経営改善借換資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当し、かつ、経営行動計画書を策定し、その実行と進捗の報告を金融機関に行う者</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による市町村長の認定を受けた者</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定を受け、かつ売上高等減少率が15%以上である者</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定を受けた者（(2)に該当する者を除く。）</p> <p>(4) 次の①又は②アからカまでのいずれかに該当する者</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している者</p> <p>② ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>イ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>エ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>オ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p> <p>カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している者</p>
資金使途	<p>事業資金</p> <p>・ 融資対象(1)については、新型コロナウイルス感染症に係る認定を受けた者については、資金使途を借換に限定する。 (借換の際に追加融資を受けることは可能)</p>
融資限度額	1億円以内
融資利率	1.30%
保証料率	<p>(1)～(3) 0.85%</p> <p>(ただし、「備考3」の経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。)</p> <p>(ただし、0.65%（「備考3」の経営者保証免除対応により0.2%が保証料に上乗せされている場合には、0.85%）を国が補助する。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外とする。)</p> <p>(ただし、(1)・(2)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のものの保証料については、0.2%を県が補助する。)</p> <p>(ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことのいずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%（2つの財務要件を満たした場合）、又は0.45%（2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合）を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。)</p> <p>(4) i 責任共有制度の対象除外となる既往借入金の範囲内の額を借り換える場合 0.5～2.2%</p> <p>(ただし、「備考3」の経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。)</p> <p>(ただし、0.3～1.05%（「備考3」の経営者保証免除対応により0.2%が保証料に上乗せされている場合には、0.5～1.25%）を国が補助する。)</p>

	<p>(ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことのいずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%(2つの財務要件を満たした場合)、又は0.45%(2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合)を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。)</p> <p>ii 上記以外の場合 0.45～1.9%</p> <p>(ただし、「備考3」の経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。)</p> <p>(ただし、0.25～0.75% (「備考3」の経営者保証免除対応により0.2%が保証料に上乗せされている場合には、0.45～0.95%)を国が補助する。)</p> <p>(ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことのいずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%(2つの財務要件を満たした場合)、又は0.45%(2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合)を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。)</p> <p>なお、i及びiiともに、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外とする。</p>
融資期間	10年以内(据置期間5年以内)
担保	必要に応じて徴求
保証人	<p>原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。</p> <p>また、「備考3」の経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。</p>
受付機関	指定金融機関
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証委託申込書(信用保証委託契約書一式) 2 経営行動計画書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本(発行後1か月以内のもの) 4 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの) 5 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し 6 設備の設置等の設備資金の申込にあつては、見積書及び図面 7 事業歴1年未満の場合は、開業から申込までの月別事業実績 8 個人情報の提供に関する同意書 9 決算書の写し 10 (1)、(2)又は(3)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町村長の認定書 11 (4)①に該当する場合は、売上高減少要件確認書 12 (4)②に該当する場合は、売上高総利益率減少要件確認書又は売上高営業利益率減少要件確認書 13 「備考3」の経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書 14 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 15 その他必要と認める書類 <p>[特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類]</p> <p>事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し</p>

備考	<p>1 本資金においては、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p> <p>2 融資対象(4)においては、中小企業信用保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。</p> <p>3 本資金において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除する。</p> <p>①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。</p> <p>②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p> <p>4 取扱期間は、令和6年4月1日から令和6年6月30日までに保証申込を受け付けたものとする。</p>
----	--

【融資の流れ】

